

金融商品の  
取扱説明書  
トリセツ

— 第49回 —

「痴漢冤罪ヘルプコール付き  
弁護士費用保険」  
ジャパン少額短期保険

ここ最近、痴漢を疑われた男性が線路上を走って逃げる事件が頻発した。特に満員電車を利用する人は、常に痴漢に間違われるリスクを抱えているといえる。そうしたリスクに備えることができるのが、ジャパン少額短期保険の「痴漢冤罪ヘルプコール付き弁護士費用保険」だ。商品のコンセプトや痴漢冤罪時のサービス利用の流れなどについて、FPの深澤泉さんに質問していただいた。



ジャパン少額短期保険  
杉本尚士  
代表取締役



深澤泉  
Interviewer

ふかざわいずみ/株式会社ボラーノ・コンサルティング代表取締役、CFP®  
1998年から独立系FPとしての活動を開始。福利厚生制度としてのFPサービスの提供、書籍の執筆や大学での講義などのFP教育を中心に事業を展開している。

万一のとき弁護士に相談できる  
安心感を提供したい

深澤 初めに、御社の設立経緯について簡単に聞かせてください。

杉本 当社は、生活に密着した幅広い保険商品を提供することを目的に、平成19年11月に営業を開始しました。当初は、賃貸住宅入居者向けの家財保険・賠償責任保険「新すまいR.O.M.保険」の提供からスタートしており、現在も売上の8割を占めるメイン商品となっています。

その後、「テナント総合保険」「お天気保険」「ちゃりぼ(自転車保険)」の取扱いを始め、2015年の9月に「痴漢冤罪ヘルプコール付き弁護士費用保険(以下、弁護士保険)」を発売しました(図表1)。

深澤 「弁護士保険」を開発した経緯について教えてください。

杉本 偶発の事故などで困ったときに弁護士に相談できる「弁護士費用等補償特約(以下、弁護士特約)」は、損害保険会社の商品として昔から存在していました。自動車保険や火災

保険に特約として付いているケースがほとんどですが、逆にいえば、自動車運転しない方や持ち家ではない方は、この特約に加入する手段がないこととなります。そうした方々にも、万一のときに弁護士に相談できる安心感を提供したいと考え、「弁護士保険」を開発しました。

深澤 この商品は、主契約が個人賠償責任保険(以下、個賠)で、弁護士特約が付帯されていますね。後者を主契約としなかったのはなぜですか。

杉本 当社の場合、メイン商品の「新すまいR.O.M.保険」は個賠を普通保険約款としています。「弁護士保険」を開発する際も、この約款を生かすことを考えたのです。また、これにより、「被害者になっても(弁護士特約)、加害者になっても(個賠)補償を受けられる」とアピールできることもポイントになっています。

個賠の補償対象者は  
損保とは違い「本人と同居者」

深澤 ここからは商品内容について詳しく見ていきたいと思います。

まず主契約の個賠ですが、被保険者、つまり補償の対象者が「本人および同居する方」となっています。損害保険会社が取扱う個賠の場合は、被保険者の範囲は「本人・配偶者・同居の親族、同居の未婚の子」ですが、この商品は同居という条件だけで被保険者になれるわけですね。

杉本 これもやはり、「弁護士保険」のベースが家財保険であることが理由です。家財保険では、ルームシェアなどで親族ではなく友人と住むケースもあり、その場合は代表者を被保険者にして、同居の方も補償するという形式をとっているのです。

一般的に損害保険会社の商品(日常生活での被害に関するもの)と同程度のように見受けられます。被保険者の範囲も損害保険会社と同じですね。杉本 損害保険会社で取り扱っていない「弁護士特約」に入りたくても入れない人のために作った保険商品です。他社の補償も参考にしつつ、

遜色のない内容としています。深澤 「弁護士特約」の保険金額を、少額短期保険の損害保険部分の上限である1000万円ではなく300万円としたのは、発生する弁護士費用等と勘案して、その金額が妥当と判断したからでしょうか。

痴漢冤罪のときに  
いかに早く助けてあげるか

深澤 主契約、特約に加えて、3つの契約者特典がついています。中でも「痴漢冤罪ヘルプコール」のインパクトが大きいですね。この特典を付けた狙いを教えてください。

杉本 商品開発の経緯は前述のとおりですが、「月額590円で入れる弁護士保険」というコンセプトだけ

図表1 商品概要

- 保険料  
月額590円 年額6,400円
- 保険期間  
1年間
- 加入対象者/申込方法  
性別や年齢による加入制限はなし/インターネット申込限定

●補償内容と保険金額

保険金の種類	弁護士費用等 保険金	法律相談費用 保険金	個人賠償責任 保険金
保険金額	最高300万円	最高10万円	最高1,000万円

●補償の対象者

- ・加害者になったときの補償(個人賠償責任保険金)の対象者は、本人および同居する方
- ・被害者になったときの補償(弁護士費用等保険金、法律相談費用保険金)の対象者は、本人、本人の配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子

●保険金をお支払いする主な場合

保険金	保険金を支払う場合	支払う保険金
個人賠償責任 保険金	日本国内において、被保険者が、次の偶発な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶発な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶発な事故	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いする。ただし、1回の事故で支払う個人賠償責任保険金が、保険証券等に記載された支払限度額に達した場合は、保険契約は失効する
弁護士費用等 保険金	日本国内における偶発な事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を弁護士に委任し、弁護士費用等を負担したことによって損害を被った場合	左記の損害の額とする。ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに300万円を限度とする
法律相談費用 保険金	事故によって被害が発生した場合において、被保険者またはその法定相続人がその被害について法律相談を行い、法律相談費用を負担したことによって損害を被った場合	左記の損害の額とする。ただし、1事故につき、被保険者1名ごとに10万円を限度とする

※被害とは被保険者が被った身体の傷害、もしくは住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊をいう